



# 登録者証について

令和6年4月1日から、難病法及び児童福祉法の改正により、福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、都道府県等が患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する事業が創設されました。

この登録者証は、障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、指定難病の患者であることを確認できるものとして示すことができます。（疾病名が記載されないため、別途医師の意見書が必要となる場合もあります。）詳しくは香川県HPをご確認ください。

有効期限はなく、更新も不要です。  
登録証を希望する方は、必要書類をそろえて、住所地を管轄する保健福祉事務所等に郵送または持参して下さい。

## 【必要書類】

### ①登録者証（指定難病）申請書

### ②番号確認書類

下記のうち、いずれか1種類の原本を提示してください。（郵送の場合はコピーの提出でも可）

- ・個人番号カード（裏面）
- ・個人番号が記載された住民票
- ・通知カード（住所や氏名等の記載内容が、住民票上の情報と一致している場合のみ可）

### ③申請者の身元確認書類（下記代理人が申請する場合は、代理人の身元確認書類）

身元確認できる主な書類（下記例）の原本を提示してください。（郵送の場合はコピーの提出でも可）

1枚で確認できる書類（顔写真あり）	2枚で確認できる書類（顔写真なし）
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード（表面）</li><li>・運転免許証</li><li>・運転経歴証明書</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・療育手帳</li><li>・パスポート</li><li>・在留カード</li><li>・特別永住者証明書</li><li>・医療保険の被保険者証</li><li>・年金手帳</li><li>・児童扶養手当証書</li><li>・介護保険被保険者証</li><li>・特別児童扶養手当証書</li><li>・所得課税証明書</li><li>・住民票（番号確認に使用した場合を除く）</li><li>・特定医療費（指定難病）受給者証</li></ul>

### ④臨床調査個人票（難病指定医が作成したもの）

香川県で指定難病受給者証を持っている（持っていた）方、重症度不認定の通知を受けたことのある方は省略することができます。

## 【その他の注意事項】

- ・受給者証及び重症度不認定通知でも登録者証に代えることができます。
- ・障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関がマイナンバーを用いた情報連携により登録者情報を確認することがあります。
- ・原則マイナンバー連携し、マイナポータルで情報のやりとりを確認するため、紙発行は行いません。マイナンバー連携を希望しない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

担当課	所在地	電話	管轄地域
東讃保健福祉事務所 保健対策課	さぬき市津田町津田930-2	0879-29-8265	さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町
小豆総合事務所 保健福祉課	小豆郡土庄町瀨崎甲2079-5	0879-62-1373	小豆郡
中讃保健福祉事務所 保健福祉課	丸亀市土器町東8-526	0877-24-9961	丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡
西讃保健福祉事務所 保健対策課	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-2052	観音寺市、三豊市
香川県健康福祉総務課 難病等対策グループ	高松市番町4-1-10 県庁本館16階	087-832-3272	高松市

【県使用欄】	①必要書類	②臨床コピー	③記載医の指定	④受付日			⑤資格認定		<input type="checkbox"/> 2回目チェック
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年	月	日	<input type="checkbox"/> 認定	<input type="checkbox"/> 不認定	マイナンバー
【備考欄】									提出（ <input type="checkbox"/> 了 <input type="checkbox"/> 不備） <input type="checkbox"/> 提出希望せず（紙発行）